

平成 27 年度

財政援助団体監査報告書

(糸島市観光協会)

糸 島 市 監 査 委 員

財政援助団体監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

糸島市観光協会の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに企画部シティセールス課の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

なお、糸島市観光協会は、平成27年度より一般社団法人として、新規に設立されているが、本監査の対象年度は平成26年度であるため、団体の名称は「糸島市観光協会」としている。

○平成26年度 糸島市観光協会運営補助金	7,000,000 円
○平成26年度 糸島市観光協会事業補助金	
・観光ボランティア育成研修事業補助金	274,000 円
・いいね糸島PR発信事業補助金	2,907,000 円
・スマートフォン対応型ホームページ作成事業補助金	500,000 円
・体験型観光推進事業補助金	240,000 円
・観光情報発信事業（いいね糸島作成事業）補助金	100,000 円
・観光情報発信事業（クラフトフェス観光宣伝チラシ作成事業）補助金	100,000 円
・観光情報発信事業（カキ小屋宣伝チラシ作成事業）補助金	100,000 円
・観光情報発信事業（観光タクシーチラシ作成事業）補助金	100,000 円
・超小型モビリティ等観光用レンタル及び観光ルート構築事業補助金	100,000 円
・いとしま海の祭典開催事業補助金	2,000,000 円

2 監査の実施について

(1) 監査実施期間

平成27年10月21日から平成27年11月19日まで

(2) 監査実施日

平成27年11月19日

3 実施した監査手続

糸島市観光協会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、同協会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、企画部シティセールス課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

4 監査の主眼

(1) 財政援助団体

- ① 補助金に係る会計経理は適正か。
- ② 事業は、計画及び補助金の交付目的に従って実施され、十分効果を上げているか。
- ③ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備保存は適正か。

(2) 所管課

- ① 補助金の決定及び交付は法令等に適合しているか。
- ② 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分にあるか。
- ③ 補助金の額の算定、交付方法、交付時期、交付手続等は適正か。
- ④ 団体への指導監督は適切に行われているか。

第2 監査の結果等

1 糸島市観光協会の概要

本協会は、平成 22 年 1 月に旧糸島 1 市 2 町の観光協会が合併し設立された後、平成 27 年 4 月に一般社団法人化のため解散し、一般社団法人糸島市観光協会へ引き継がれている。その事業は、一般社団法人糸島市観光協会定款（以下「定款」という。）第 3 条の規定により「糸島市を中心とする観光事業を積極的に推進するとともに、会員の経営知識と教養を深め、もって観光事業の総合的な振興と、併せて地域の活性化を図ること」を目的としている。

2 糸島市観光協会に対する監査の結果

糸島市観光協会の事業は、観光事業の総合的な振興と、地域の活性化を図るという目的を十分達成しており、市からの補助金交付についても公益性が認められた。

また、市の補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に改善を要する事項が認められた。

その主な内容は、次のとおりである。

- ① 会計事務に関する書類作成等について、一部不備が見られた。
- ② 予算の執行、決算の作成及び財産の管理について、一部不備が見られた。
- ③ 特別会計又は積立金会計の設置根拠が明確となっていない。
- ④ 他団体の実施事業に対する交付金交付事務に不備が見られた。

3 企画部シティセールス課に対する監査の結果

企画部シティセールス課における糸島市観光協会に対する補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事項が認められた。

その内容は、次のとおりである。

① 補助金の算定根拠について

運営補助金、事業補助金ともに、糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程を根拠とし交付決定を行われているが、補助金額の決定に係る算定根拠が明確ではなかった。

補助対象経費及び補助率の明確化について、整理・検討が必要であると思われる。

第3 むすび

糸島市観光協会の会員数は、平成 26 年度で 283 人となっており、過去 5 年間は 280 人台で増減している。一般社団法人糸島市観光協会においては、定款第 3 条に定められた目的達成のため、魅力ある事業を展開し、組織の充実と活性化に努めていただきたい。

企画部シティセールス課においては、今後、観光協会に対し、適切な指導及び助言を行うとともに、補助金交付の更なる明確化を図っていただき、本市の観光振興の中心的存在である観光協会の組織充実と活性化につなげ、観光事業の総合的な発展及び、地域の振興・活性化を推進していただきたい。